

## 関係法令、条例等（抜粋）

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（抄）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

### 第 3 条第 3 項

特別職は次に掲げる職とする。

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）
- 三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- 六 特定地方独立行政法人の役員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

### 第 2 編 普通地方公共団体 第 7 章 執行機関

#### 第 138 条の 2

普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

#### 第 138 条の 4

普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

## 第180条の5

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 1 一 教育委員会
- 2 二 選挙管理委員会
- 3 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 4 四 監査委員
- 2 2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。
  - 1 一 公安委員会
  - 2 二 労働委員会
  - 3 三 収用委員会
  - 4 四 海区漁業調整委員会
  - 5 五 内水面漁場管理委員会
- 3 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
  - 1 一 農業委員会
  - 2 二 固定資産評価審査委員会
- 5 5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

## 第202条の3

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

## 各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和 38 年 5 月 20 日 条例第 26 号) (抄)

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第 2 条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

### (報酬の支給方法)

第 3 条 報酬の額が年額若しくは月額で定められる特別職の職員で、新たに就職したときには、その日から報酬を支給し、報酬の額に移動が生じたときには、その日から新たに受けるべき額の報酬を支給する。

- 2 前項の職員が任期満了、辞職、失職、又は死亡等によりその職を離れたときには、その日まで報酬を支給する。
- 3 前 2 項の規定により年若しくは月の中途から又は年若しくは月の中途まで報酬を支給するときには、その報酬の額は、その年若しくは月の現日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、報酬の支給方法については、本市の一般職に属する職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。

### (重複支給の禁止)

第 4 条 一般職又は特別職の職員で常勤のものが、この条例の適用を受ける特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。ただし、その職務が正規の勤務時間外に行われる場合で、市長が特に必要があると認めるときは、報酬を支給することができる。

- 2 各務原市議会の議員が、附属機関の委員その他の構成員の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。
- 3 選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人又は指定病院等における不在者投票の外部立会人が、当該選挙又は投票と同じ日に行われるべき他の選挙又は投票におけるその職を兼ねるとき(選挙長にあっては、開票管理者を兼ねるときを含む。)は、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。

### (費用弁償)

第 5 条 特別職の職員が公務のため旅行したときには、別表に定める額を費用弁償として支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する費用弁償については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表（第2条、第5条関係）

区分		報酬		費用弁償
教育委員会	委員	月額	40,000円	各務原市職員
選挙管理委員会	委員長	月額	27,000円	等の旅費に関する条例（令和7年条例第1号。以下「旅費条例」という。）に規定する
	委員	月額	22,000円	市長等の旅費額に相当する額
監査委員	識見を有する監査委員	月額	65,000円	和7年条例第1号。以下「旅費条例」という。）に規定する
	議会選出の監査委員	月額	35,000円	市長等の旅費額に相当する額
	監査専門委員	日額	16,000円	月額報酬のほか、年額報酬として160,000円以内で市長が定める額
公平委員会	委員	日額	9,500円	
農業委員会	会長	月額	18,000円	月額報酬のほか、年額報酬として160,000円以内で市長が定める額
	委員	月額	15,000円	
	農地利用最適化推進委員	月額	15,000円	
固定資産評価審査委員会	委員	日額	9,500円	
ハラスメント処理委員会	委員	日額	16,000円	旅費条例に規定する一般職員の旅費額に相当する額
ハラスメント審査会	委員	日額	16,000円	
災害弔慰金等支給審査委員会	委員	日額	16,000円	
障害支援区分認定審査会	委員	日額	16,000円	
介護認定審査会	委員	日額（審査判定業務）	16,000円	
		日額（審査判定以外の業務）	8,000円	
教育支援委員会	委員	日額	7,500円	
学校結核対策委員会	委員	日額	10,500円	
学校運営協議会	委員	日額	1,000円	
スポーツ推進委員会	委員	年額	46,000円	
議会ハラスメント審査会	委員	日額	16,000円	
附属機関の委員その他の構成員（別に定めるものを除く。）	委員	日額	6,500円	
市職員健康管理医師	委員	年額	100,000円+55円×職員数	
福祉事務所嘱託医師	委員	月額	63,000円	
特別障害者手当等認定嘱託医師	委員	月額	18,000円	
育成医療認定嘱託医師	委員	月額	10,000円	
保育所嘱託内科医師	委員	年額	180,000円+80円×児童数	
保育所嘱託歯科医師	委員	年額	180,000円+80円×児童数	

区分	報酬		費用弁償
保育所嘱託薬剤師	年額	110,000円+65円×児童数	
児童扶養手当障害認定嘱託医師	日額	18,000円	
鳥獣被害対策実施隊員	年額	7,000円	
土地区画整理評価員	日額	6,500円	
景観アドバイザー	日額	6,500円	
学校嘱託内科医師	年額	180,000円+80円×児童生徒数	
学校嘱託歯科医師	年額	180,000円+80円×児童生徒数	
学校嘱託眼科医師	年額	180,000円+80円×児童生徒数	
学校嘱託耳鼻科医師	年額	180,000円+80円×児童生徒数	
学校嘱託薬剤師	年額	110,000円+65円×児童生徒数	
公立学校教職員産業医師	年額	300,000円	
公立学校教職員健康管理医師	年額	40,000円	
選挙関係	選挙長	日額	13,000円
	投票管投票所	日額	14,500円
	理者 期日前投票所	日額	12,800円
	開票管理者	日額	13,000円
	投票立投票所	日額	12,400円
	会人 期日前投票所	日額	10,900円
	指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額	12,400円の範囲内で従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額
	開票立会人	日額	11,000円
	選挙立会人	日額	11,000円

#### 備考

- 選挙長、開票管理者、開票立会人又は選挙立会人が開票の期日から継続して翌日にかけてその職務に従事した場合の報酬の額は、1日限りの額とする。
- 投票立会人の報酬の額は、その立ち会った時間が当該投票所における投票事務に要する時間の2分の1以下である場合は、この表に掲げる投票立会人の報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。

各務原市消防団条例（昭和38年7月4日 条例第46号）（抄）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

#### （報酬）

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

- 2 団員には、別表第1に定める額の年額報酬を支給する。
- 3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合は、別表第2に定める額の出動報酬を支給する。
- 4 災害に係る職務に同一の日において7時間45分を超えて従事した場合又は2以上の日にわたくて引き続き従事した場合においては、これらの日における災害に係る職務は、7時間45分をもって1日とみなし、7時間45分未満の端数があるときは、その端数を1日とみなす。
- 5 報酬の支給方法については、各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第26号)の定めるところによる。

(費用弁償)

第13条 団員が災害に係る職務に従事した場合は、費用弁償を支給するものとし、その額は、1回につき200円とする。

- 2 前項に定める場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、各務原市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第1号)に規定する一般職の職員の旅費額に相当する額を費用弁償として支給する。
- 3 費用弁償の支給方法については、各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

別表1 (第12条関係)

職名	年額報酬の額
団長	82,500円
副団長	69,000円
分団長	50,500円
副分団長	45,500円
部長	37,000円
班長	37,000円
団員	36,500円
一般団員	
機能別団員	8,000円

別表第2 (第12条関係)

区分	出動報酬の額
災害の場合	1日につき8,000円
警戒の場合	1回につき1,500円
訓練等の場合	1回につき1,500円

## 非常勤特別職のうち附属機関の委員の状況(類似団体)

都道府県	市名	人口 (R7.4.1) (人)	人口 順位	財政力 指數	財政力 指數 順位	附属機関の委員その他の構成員(別に定めるものを除く。) (円)	備考
愛知県	瀬戸市	125,786	13	0.80	10	15,100	左記を超えない範囲
静岡県	藤枝市	139,290	5	0.81	8	10,000	左記を超えない範囲
宮城県	石巻市	131,477	11	0.53	26	9,500	
栃木県	足利市	139,117	6	0.73	17	8,000	左記を超えない範囲
群馬県	桐生市	100,513	30	0.55	25	8,000	
愛知県	半田市	115,835	16	0.96	3	7,700	
栃木県	佐野市	112,515	19	0.70	20	7,600	
石川県	小松市	105,067	28	0.65	21	7,200	
愛媛県	西条市	102,924	29	0.63	22	7,000	
岐阜県	各務原市	143,929	3	0.85	4	6,500	
茨城県	古河市	139,451	4	0.73	17	6,200	
岐阜県	可児市	99,360	31	0.80	10	6,000	
石川県	白山市	112,509	20			6,000	
山口県	周南市	133,917	9	0.77	13	5,900	
広島県	尾道市	125,545	14	0.52	28	5,000	
滋賀県	長浜市	111,807	24	0.53	26	4,400	
愛知県	東海市	113,242	18	1.29	1		
愛知県	小牧市	148,674	1	1.21	2		
静岡県	富士宮市	126,349	12	0.84	5		
静岡県	掛川市	114,678	17	0.83	6		
愛知県	稻沢市	132,435	10	0.82	7		
静岡県	焼津市	134,668	8	0.81	8		
三重県	桑名市	137,481	7	0.80	10		
愛媛県	新居浜市	111,950	22	0.77	13		
滋賀県	彦根市	110,508	27	0.76	15		
山口県	防府市	112,438	21	0.75	16		
埼玉県	加須市	111,840	23	0.73	17		
滋賀県	東近江市	111,051	25	0.60	23		
香川県	丸亀市	110,588	26	0.60	24		
宮城県	大崎市	121,226	15	0.49	29		
愛媛県	今治市	146,721	2				
平均		122,029		0.75		7,506	

## 非常勤特別職のうち附属機関の委員の状況(県内他市)

都道府県	市名	人口(R7.4.1) (人)	人口順位	財政力 指數	財政力 指數 順位	附属機関の委員その他の構成員(別に定めるものを除く。)	備考
岐阜県	岐阜市	397,670	1	0.81	3	9,400	
岐阜県	大垣市	156,488	2	0.84	2	8,600	
岐阜県	多治見市	104,381	4	0.68	8	8,000	
岐阜県	高山市	81,810	7	0.54	12	7,700	日額7,700円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
岐阜県	中津川市	73,001	8	0.49	15	7,000	執行機関の附属機関である審査会、調査会、委員会等の委員
岐阜県	土岐市	53,925	12	0.66	9	7,000	弁護士、大学教授及びこれに準ずる者のうち任命権者が市長と協議して認める者は15,000円
岐阜県	関市	83,429	6	0.59	10	6,500	執行機関の附属機関である審査会、調査会、委員会等の委員
岐阜県	各務原市	143,929	3	0.85	1	6,500	
岐阜県	羽島市	66,246	9	0.73	6	6,000	
岐阜県	可児市	99,360	5	0.80	4	6,000	附属機関である審査会、審議会及び調査会は16,000円
岐阜県	瑞穂市	56,168	11	0.71	7	6,000	
岐阜県	飛騨市	21,500	20	0.34	19	6,000	
岐阜県	郡上市	37,328	14	0.33	21	6,000	
岐阜県	下呂市	28,597	18	0.34	19	6,000	
岐阜県	美濃加茂市	57,452	10	0.76	5	5,500	11,000職務の時間が～2hは3,000円、2～4hは5,500円
岐阜県	山県市	24,620	19	0.41	18	5,500	学識経験のある委員20,000円
岐阜県	瑞浪市	35,016	15	0.59	10	5,000	高度な知識を有する者(大学教授・准教授、弁護士、医師等)は8,000円
岐阜県	恵那市	45,670	13	0.45	16	3,000	日額3,000円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
岐阜県	美濃市	18,811	21	0.53	13		
岐阜県	本巣市	32,684	16	0.53	13		
岐阜県	海津市	31,255	17	0.45	16		
平均		78,540		0.59		6,428	

## 一般職の職員の給与改定状況

人事院 勧告年度	給料表			
	国（全体）		各務原市（全体）	
	改定率（%）	累計	改定率（%）	累計
H4	2.87%	2.87%	3.92%	3.92%
H5	1.92%	4.79%	1.99%	5.91%
H6	1.18%	5.97%	1.22%	7.13%
H7	0.9%	6.87%	1.02%	8.15%
H8	0.95%	7.82%	1.08%	9.23%
H9	1.02%	8.84%	1.1%	10.33%
H10	0.76%	9.6%	0.78%	11.11%
H11	0.28%	9.88%	0.36%	11.47%
H12	0.12%	10%	0%	11.47%
H13	0.08%	10.08%	0%	11.47%
H14	▲2.03%	8.05%	▲1.87%	9.6%
H15	▲1.07%	6.98%	▲1.12%	8.48%
H16	0%	6.98%	0%	8.48%
H17	▲0.36%	6.62%	▲0.31%	8.17%
H18	0%	6.62%	0%	8.17%
H19	0.35%	6.97%	0.05%	8.22%
H20	0%	6.97%	0%	8.22%
H21	▲0.22%	6.75%	▲0.15%	8.07%
H22	▲0.19%	6.56%	▲0.08%	7.99%
H23	▲0.23%	6.33%	▲0.29%	7.7%
H24	0%	6.33%	0%	7.7%
H25	0%	6.33%	▲0.89%	6.81%
H26	0.27%	6.6%	▲1.4%	5.41%
H27	0.36%	6.96%	1.2%	6.61%
H28	0.17%	7.13%	0.9%	7.51%
H29	0.15%	7.28%	0.2%	7.71%
H30	0.16%	7.44%	0.2%	7.91%
R1	0.09%	7.53%	0.2%	8.11%
R2	0%	7.53%	0%	8.11%
R3	0%	7.53%	0%	8.11%
R4	0.23%	7.76%	0.4%	8.51%
R5	0.96%	8.72%	1.3%	9.81%
R6	2.76%	11.48%	3.6%	13.41%

## 民間賃金の推移

付表1 一般労働者の性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移（平成4年～令和6年）

年 <sup>1)2)</sup>	男女計		男		女		男女間 賃金格差 (男=100)	対前年差 <sup>3)</sup> (ポイント)
	賃 金 (千円)	対前年 増減率 <sup>3)</sup> (%)	賃 金 (千円)	対前年 増減率 <sup>3)</sup> (%)	賃 金 (千円)	対前年 増減率 <sup>3)</sup> (%)		
平成 4 (1992)	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6	61.5	0.8
5 (1993)	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2	61.6	0.1
6 (1994)	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0	62.0	0.4
7 (1995)	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6	62.5	0.5
8 (1996)	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6	62.8	0.3
9 (1997)	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5	63.1	0.3
10 (1998)	299.1	0.1	336.4	▲0.2	214.9	1.0	63.9	0.8
11 (1999)	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.6	0.7
12 (2000)	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4	65.5	0.9
13 (2001)	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	▲0.2
14 (2002)	302.6	▲1.0	336.2	▲1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	▲0.2	335.5	▲0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	▲0.2	333.9	▲0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	▲1.4	65.9	▲1.7
18 (2006)	301.8	▲0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	▲0.2	336.7	▲0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	▲0.7	333.7	▲0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	▲1.5	326.8	▲2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	▲0.2	69.3	▲0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	▲0.7	326.0	▲0.9	232.6	▲0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	▲0.1
令和 元 (2019) 年	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 <sup>3)</sup>	306.0	…	336.1	…	249.8	…	74.3	…
2 <sup>3)</sup> (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	▲0.1	337.2	▲0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	▲0.9
6 (2024)	330.4	3.8	363.1	3.5	275.3	4.8	75.8	1.0

注：1) 10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所に関する集計は、昭和51年以降行っている。

2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。

3) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。

「※令和元(2019)年<sup>3)</sup>」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

## 岐阜県最低賃金の推移

資料5-⑥

年度	単価	引上げ額	累計	引上げ率	累計
H4	570	-	-	-	-
H5	588	18円	18円	3.16%	3.16%
H6	603	15円	33円	2.55%	5.71%
H7	616	13円	46円	2.16%	7.87%
H8	628	12円	58円	1.95%	9.82%
H9	641	13円	71円	2.07%	11.89%
H10	653	12円	83円	1.87%	13.76%
H11	658	5円	88円	0.77%	14.53%
H12	663	5円	93円	0.76%	15.29%
H13	668	5円	98円	0.75%	16.04%
H14	668	0円	98円	0%	16.04%
H15	668	0円	98円	0%	16.04%
H16	669	1円	99円	0.15%	16.19%
H17	671	2円	101円	0.3%	16.49%
H18	675	4円	105円	0.6%	17.09%
H19	685	10円	115円	1.48%	18.57%
H20	696	11円	126円	1.61%	20.18%
H21	696	0円	126円	0%	20.18%
H22	706	10円	136円	1.44%	21.62%
H23	707	1円	137円	0.14%	21.76%
H24	713	6円	143円	0.85%	22.61%
H25	724	11円	154円	1.54%	24.15%
H26	738	14円	168円	1.93%	26.08%
H27	754	16円	184円	2.17%	28.25%
H28	776	22円	206円	2.92%	31.17%
H29	800	24円	230円	3.09%	34.26%
H30	825	25円	255円	3.13%	37.39%
R1	851	26円	281円	3.15%	40.54%
R2	852	1円	282円	0.12%	40.66%
R3	880	28円	310円	3.29%	43.95%
R4	910	30円	340円	3.41%	47.36%
R5	950	40円	380円	4.4%	51.76%
R6	1,001	51円	431円	5.37%	57.13%

※最低賃金額は、H14年度の改正までは日額と時間額であったが、  
H14年度の改正から時間額に一本化された。

## 消費者物価指数（総合）の推移

年度	年平均			
	全国	東海地方	岐阜市	小都市A※2
H4	94.1	93.2	97.1	93.8
H5	95.4	94.3	97.8	94.8
H6	96	95.1	98.3	95.5
H7	95.9	95.1	98.1	95.6
H8	96	95.3	99	95.7
H9	97.7	97.3	101	97.1
H10	98.3	98.1	101.5	97.7
H11	98	97.5	100.9	97.4
H12	97.3	97.1	99.9	96.9
H13	96.7	96.9	98.2	96.3
H14	95.8	96.1	97	95.5
H15	95.5	95.9	96.5	95.2
H16	95.5	95.9	96.5	95.3
H17	95.2	95.5	95.9	94.9
H18	95.5	95.9	96.6	95.1
H19	95.5	95.8	96.8	95.2
H20	96.8	97.1	98.0	96.5
H21	95.5	96.2	96.7	95.2
H22	94.8	95.3	95.7	94.6
H23	94.5	95.1	95.3	94.4
H24	94.5	95.2	95.3	94.4
H25	94.9	95.5	95.5	94.8
H26	97.5	98.2	98.7	97.5
H27	98.2	99.0	99.8	98.2
H28	98.1	98.7	99.6	98.0
H29	98.6	99.1	99.8	98.6
H30	99.5	100.2	100.7	99.6
R1	100	100.3	100.8	100.1
R2	100	100	100	100
R3	99.8	99.8	99.8	99.8
R4	102.3	102.6	102.3	102.4
R5	105.6	105.9	105.4	105.7
R6	108.5	108.8	108.5	108.7

※1 R2を基準（100）とした数値

※2 人口5万人以上15万人未満の市